

## 会 議 録

会議の名称	第6回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成15年7月17日(木) 午後 1時30分
開催場所	大内町「農村環境改善センター」
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	三浦孝郎(西目町長)
<p>1. 開 会 2. 会長挨拶 3. 会議録署名委員の指名について 4. 議題     (報告事項)     報告第17号 平成14年度本荘由利一市七町合併協議会歳入歳出決算について     報告第18号 住民アンケート調査について(最終報告)     報告第19号 新市建設計画の進捗状況について     (協議事項)     協議第15号 新市の事務所の位置について     協議第16号 一般職の職員の身分の取扱いについて     協議第17号 特別職の職員の身分の取扱いについて     協議第18号 介護保険事業の取扱いについて     協議第19号 電算システム事業の取扱いについて     協議第 8号 新市名称の決定方法について(継続協議) 5. その他 6. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(41名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	正 木 正	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 嘉 孝	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 昭 夫(代理)	"	前 川 侔	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	木 内 忠 一	"	木 内 忠 一
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	齊 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"	鈴 木 澄 夫	"	須 田 妙 子
		"	今 野 義 親	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	高 橋 和 子

4号委員

委 員 石 山 修

監 査 委 員 (2名)		幹 事 (15名)			
小 番 与 一		幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一
今 野 次 男		副幹事長	小 松 久 男	幹 事	土 田 隆 男
		幹 事	佐 藤 徳 弥	幹 事	早 川 修 一
		"	佐々木 登	幹 事	莊 司 和 夫
		"	伊 藤 正 弘	幹 事	藤 原 秀 一
		"	小笠原 察 雄	幹 事	小 松 慶 悦
		"	村 上 隆 司	幹 事	加 賀 秀 喜
				幹 事	佐 藤 善 昭

事 務 局 (9名)

局 長	佐々木 均	調整第1 班長	佐 藤 俊 一
副局長	村 上 健 司	調整第2 班長	佐 藤 一 喜
次 長	熊 谷 正	調整第3 班長	遠 藤 晃
次 長	渡 部 進	計画班長	伊 藤 篤
		総務班長	三 浦 清 久

午後1時30分 開 会

○事務局

ご案内の時刻となりましたので、これより第6回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

次第の2、会長のあいさつがございます。会長よろしく申し上げます。

○柳田会長

開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、大内町の会場をお借りしての開催でございます。会場の準備など大内町の皆さまには大変なご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、第6回の協議会となりましたが、先の市町村合併先進地視察として北上市を訪問し市当局から、経緯・結果などご説明をいただき、また、皆さん方からは、活発なご質問をされ、大変有意義に視察を終えることができました。

参加された委員各位に感謝申し上げます。

さて、前回の協議会で新市の名前を募集することとし、幹事会で協議をした結果、今月初めに委員の皆さまに郵送しましたように、募集要領を作成し、今月の7月10日から9月9日までの2カ月間として募集することいたしました。

15日現在で、103件の応募があり、その60パーセントが葉書によるものでありますが、時代を反映し、24パーセントほど電子メールによる応募がございます。

これからさらに多くの方々から応募されますようお願いをする次第でございます。

以上でございます。

○事務局

どうもありがとうございました。それではこれより協議に入らせていただきます。

会議の議長は、合併協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長があたることになっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

○柳田会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。本日の出席委員は41名です。なお、本荘由利一市七町合併協議会会議運営申し合わせ事項の一で、各市・町長に限り代理出席と発言が認められておりますが、本日の会議に西目町町長の代理として西目町の三浦助役が出席しております。

出席委員は定数に達しております。

本協議会に説明のため、幹事及び監査委員の出席を求めています。

次第3、会議録署名委員を指名いたしたいと思えます。

会議録署名委員は、会議運営規定第8条第2項の規定により、由利町の村上 亨委員、岩城町の高橋良一委員を指名いたします。

次に、4の議題に入ります。最初に報告事項でございます。

報告第17号、平成14年度本荘由利一市七町合併協議会歳入歳出決算について、事務局より報告を願います。

○事務局

報告第17号、合併協議会歳入歳出決算についてご報告します。

資料につきましては、3ページから6ページとなっております。

4ページからの事項別明細書等もご覧いただいていると思いますけれども、この事項別明細書の款項までを積み上げまして、3ページに歳入歳出決算書として付けております。

3ページの決算書によりまして、ご報告いたします。3ページをご覧願いたいと思います。

はじめに歳入であります、1款1項負担金につきましては、予算現額・調定額・収入済額はともに348万8,000円、2款1項諸収入につきましては、予算現額2,000円、調定額と歳入済額はともに1円で、比較金額は減の1,999円であります。この1円は、協議会の口座預金利子であります。

歳入合計は、予算現額349万円、調定額348万8,001円、収入済額、同じく348万8,001円、比較額は減の1999円であります。

次に、歳出であります、1款運営費1項会議費では、予算現額108万8,000円、支出済額66万8,206円、不用額と比較額はともに39万9,794円、この項では主に協議会開催に伴う経費を支出していますが、2月に開催できませんでしたので、その分不用額が生じています。2項事務費は、予算現額157万9,000円、支出済額128万7,549円、不用額と比較額はともに29万1,451円ありますが、主に職員研修を予定していましたが実施できませんでしたので、その旅費分が余っております。1款運営費の計は、予算現額266万7,000円、支出済額197万5,755円、不用額と比較額はともに69万1,245円となります。

次に、2款1項事業推進費であります、予算現額52万3,000円、支出済額33万6,000円、不用額と比較額はともに18万7,000円あります。ここでは、合併協議会だよりの経費を支出しています。

3款の予備費でありますけれども、予算現額30万円あります、充当しておりませんので満額不用額となっております。

歳出合計は、予算現額349万円、支出済額231万1,755円、不用額と比較額はともに117万8,245円あります。

最後の下段のところありますけれども、収入額決算額348万8,001円、支出済決算額231万1,755円、差引決算額117万6,246円で、翌年度、平成15年度への繰越金となります。

以上、決算について報告いたします。

#### ○柳田会長

ただいま事務局より報告がありました。

この件につきましては、本荘由利一市七町合併協議会財務規則第7条第2項の規定に基づき、監査委員による監査が行われておりますので、本荘由利一市七町合併協議会規約第15条第2項に基づく報告を、監査委員を代表し、小番与一監査委員にお願いいたします。

#### ○監査委員

それでは、報告いたします。私は、監査委員の矢島町の小番与一と申します。

3名の監査委員がおりますが、西目町の渡辺正監査委員は所用のため本日出席できませんでしたので、岩城町の今野次男監査委員と同席の上、代表して私の方から監査の報告を申し上げます。

皆さんに配布しております資料の2ページ、平成14年度本荘由利一市七町合併協議会歳入歳出決算監査報告書の写しをご覧いただきたいと思っております。

これを朗読いたしまして、監査の報告にかえさせていただきます。

平成14年度本荘由利一市七町合併協議会歳入歳出決算監査報告書

平成15年1月15日から平成15年3月31日まで、歳入決算額348万8,001円、歳出決算額231万1,755円、歳入歳出差引額117万6,246円、翌年度に繰り越す額であります、117万6,246円となっております。

平成 14 年度本荘由利一市七町合併協議会決算について、現金出納帳・預金出納帳並びに関係書類を事務局職員立ち会いの上厳正なる監査を実施した結果、その処理が適正であることを認めます。

平成 15 年 7 月 2 日

本荘由利一市七町合併協議会

監査委員 渡辺 正 今野次男 小番与一

また、決算の結果につきましては、同文原本を添付しまして、本荘由利一市七町合併協議会規約第 5 条第 2 項により、会長宛に文書で報告しております。

以上、本荘由利一市七町合併協議会の益々のご発展を祈念しまして、平成 14 年度の監査報告といたします。

○柳田会長

報告第 17 号につきましては、適正に処理されているとのことですので、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

次に報告第 18 号、住民アンケート調査の状況について、事務局より説明を願います。

○事務局

報告第 18 号、住民アンケート調査について、最終報告をご報告いたします。

住民アンケート調査の最終集計表ができましたので、ご報告いたします。

お渡ししています集計表は 2 冊になっておりますが、ナンバー 1 については前回の協議会で説明しました集計表にそれぞれの質問に対して分析結果のコメントを記載したものであります。また、問 7 の『合併の効果』、問 8 の『新市の将来イメージに対し、「その他」と回答された方の具体的な記述内容』、それから問 10 の『合併に対する意見や要望・アイデア等について』の記述内容をまとめたものであります。

なお、多数寄せられましたご意見等の中に、明らかに特定の団体や個人に対する誹謗中傷と思われるものがありましたので、そのようなご意見は割愛させていただきました。

また、ナンバー 2 につきましては、問 6 から問 9 に対する回答を各市町別・年代別・職業別にそれぞれ集計した結果をまとめたものであります。

なお、このアンケートは住民の意向を把握する上で重要な資料でありまして、その結果を新市まちづくり計画に反映させてまいりたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○柳田会長

報告第 18 号について説明が終わりましたが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

意見がないようですので、次に、報告第 19 号、新市建設計画の進捗状況についてを事務局より説明を願います。

○事務局

報告第 19 号、新市建設計画の進捗状況についてご報告いたします。

本日の資料の終わりの方に第 19 号の資料がございますが、見ていただきたいと思っております。

新市まちづくり計画の進捗状況と今後のスケジュールでございますが、進捗状況につきましてご説明いたします。

現在、新市まちづくり計画の将来構想部分、これは財政計画及び個別事業、県事業等について除かれたものでございますが、現段階、まとめの作業を行っております。4月に実施しました住民アンケートや各市・町の意向調査などを参考に、幹事会と企画担当者、それに事務局で素案を作成しております。7月に入って各市・町において、それぞれ調整している段階であります。今後、幹事会、市・町長会議で協議を重ね、8月11日の第7回合併協議会に新市まちづくり計画素案、これは先ほども申しましたが財政計画及び個別事業・県事業等を除かれた部分でございますが、協議案件として提出したいと考えております。

また、財政計画や個別事業・県事業につきましては、将来構想と平行しながら最終的には将来構想部分とあわせて新市まちづくり計画として12月までには完成させたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、今月下旬まで各市・町と連携調整をとりながら、幹事会、市・町長会議で協議して素案を作成いたします。

8月上旬に県振興局、県合併支援室へ説明いたします。

8月11日、第7回合併協議会に新市まちづくり計画素案を協議案件として提出いたします。

9月上旬までに新市まちづくり計画のダイジェスト版を作成し、9月から10月に予定されております住民説明会に備えます。

以上のスケジュールを予定しております。

報告を終わります。

○柳田会長

報告第19号について説明が終わりましたが、これでよろしいでしょうか。

○尾留川正委員(由利町)

由利町の尾留川です。

このスケジュールの中に、8月上旬に県振興局、県合併支援室に説明に行くということなんですけれども、この段階ではどこまで説明に行くのか。大体のところを決めて行くのか、それとも全然白紙の状態で相談に行くのか、これが仮に計画書が大筋に決まっているとすると、この合併協議会の意向というものが反映される手段がなくなると思います。

この説明に行くその内容について、少し説明してもらいたいと思います。

○柳田会長

事務局、説明してください。

○事務局

ただいま8月上旬、県の方に説明に行くのでは、委員の皆さん方の意向が反映されないのではないかというご質問でございますが、これはこのように出来たのでということではなく、今出来たものについて8月の11日、要するに協議会にかけたいと思います。まずここまで出来たというような報告でありまして、それによってしぼられるものでは何もございません。あくまでも新市のまちづくり計画につきましては、この場においていろいろ委員の皆さん方からご協議いただいて決まるものでございまして、県の方に説明に行って、これはだめだ、あれはだめだということではなく、11日に提案という報告でございます。それに縛られるものでないということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○柳田会長

よろしいでしょうか。

○尾留川正委員(由利町)

そうすると、8月の11日の第7回の時にいろいろ協議することなんですけれども、そうすると9月の中旬までに素案ができるという可能性はないと思います。もう少し煮詰める時間がもっとあってもいいんじゃないかと思えますけれども、どういうものですか。

○柳田会長

事務局、説明願います。

○事務局

ここにありますように財政計画、それから個々の事業については今回は出てまいりません。皆さま方と協議しまして、これでいいとなれば9月上旬にはダイジェスト版を作成したいという計画で、予定スケジュールでございます。もしこの時点で、これではだめだと、皆さま方の意向としていろいろ出てくれば、9月の協議会において再度かけ直し、そうしますとこのスケジュールは変わってきます。あくまでも予定ですので、それはこのとおりいかなければ9月上旬に必ずダイジェスト版を作るということではございませんので、今の予定からいって8月11日に了解を得られれば9月、もし得られなければ9月の協議会においてこれが1カ月ずつ10月上旬、また延びるかもしれませんが、そういうことで8月の協議会にかけてご理解をいただければ、今後のスケジュールとしてはこうしたいということでございます。

あくまでも予定ということでございますので、その点ご理解いただきたいと思えます。

○柳田会長

よろしいですか。

○今野義親委員(烏海町)

ただいまの件ですけれども、これ協議の第15号、新市の事務所の位置があります。これと今のこの報告第19号は関連があると思うんですよ。ですから、このままちょっと置いておいていただけないでしょうか。今、結論を出さないで。この協議までにくるまでに。お願いしたいと思えますが。

○柳田会長

そのほかありますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

報告第19号については、以上の報告のとおりでございます。

次に、協議事項に移らせていただきます。

協議第15号の新市の事務所の位置について、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、協議第15号、新市の事務所の位置についてをご説明したいと思います。

資料は9ページをお開き願いたいと思えます。

新市の事務所の位置につきましては、住民の皆さまも大変関心のある協議事項であり、合併協定項目の4項目の中の一つということになっております。

地方自治法の中で、地方公共団体は条例で事務所の位置を定めることを義務づけられております。本協議会の場合、1市7町は平成17年3月までを目標に新設合併ということで確認しておりますので、基本的に一市七町の庁舎はなくなるということになります。従いまして、新市の発足までに事務所の位置を定めておくということが必要であります。

それでは、具体的に新庁舎の建設、その位置、現在の各市町の庁舎の利用方法などを提案申し上げたいと思います。

「新市の事務所(管理・事務局部門を置く本庁機能を有する事務所)の位置は本荘市に置き、当分の間、新庁舎の建設は行わない。

一市七町の現庁舎を総合支所とする。なお、既存の支所及び出張所は存続する。」

下段の方に参考としまして、総合支所の用語を載せております。総合支所とは、管理部門や事務局部門を除き、現在の関係市町の行政機能を残した支所ということであります。この総合支所のメリットは、特に広範囲な合併では現状に最も近い状態を維持できるため、住民の方は違和感もなく、サービスも容易に提供できるということだと思っております。

なお、今後、協議事項にあります、「事務組織及び機構の取り扱い」というものと綿密な関連があることから、この事務所の取り扱いについて確認がされますと、今後これに基づき行政機構、機能、それらの関連項目の協議が進んでまいることになります。

資料10ページ、11ページには各市町の庁舎の所在地・構造・面積等の現状、それから12ページには事務所の位置に関する関連法令、13ページには先進事例を載せてございます。

参考まで、この先進事例では総合支所方式を採用しているのは篠山市、あとの先進事例は分庁舎方式を採用しているようです。

先日、先進地視察をさせていただきました北上市は、合併当時は総合支所方式ということでやっておったようですが、5年後には分庁舎方式というものに切り替えて現在やっております。まだ新庁舎は建設していないというふうなことでした。

以上で、提案内容、資料の説明を終わります。

#### ○柳田会長

ただいま事務局から説明ありましたが、ご質問、ご意見ございませんか。

#### ○今野義親委員(鳥海町)

鳥海町の今野です。

まず15の関連があるということは、まず私、この本荘市に置く、これは大賛成であります。これは当然と思えます。

ただ、まず場所、いわゆる番地、どこにするのか、これを決めていかないと、新庁舎の位置が決まらなないと、新しいまちづくりの計画はできていかないのではないかと、こういうのが私の考え方です。つまり新しい庁舎を核として、そこから建設計画を立てるとというのが、これが新しい市のやり方だろうと思うのであります。従いまして、新しい庁舎の位置は、どこの番地を想定しておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

#### ○柳田会長

関連があるんですか。はい、尾留川委員どうぞ。

#### ○尾留川正委員(由利町)

この提案内容の中に当分の間、新庁舎を建設しないと、こういうふうに書いています。ですから、この案をこの場で決めるかどうかというのが問題であって、どこに建てるかというのは、これが決まってからの話だと思えます。ですから、この新庁舎を建てるか建てないかを論議した方がいいと、そういうふうに思いますので、その点を煮詰めた方がいいと思えます。



○柳田会長

まず、今野さんのご質問にも関連あるんでしょうけれども、私の方からお答えします。

今野さんから本荘市に置く、賛成です。大変ありがとうございます。

その番地のことについてなんですが、今想定しているのは本荘市で、市役所と本荘由利広域行政センターが合体になっている施設を利用することを考えています。

機材の面あるいはスペースのことを考えますと、建設は当面、考えてないことを考えると今の市役所のある敷地内ということになります。広域の事務組合も入っているということからも、ふさわしい場所でないのかなと存じます。

○今野義親委員(鳥海町)

それはわかりました。

まず当分の間、庁舎の建設は行わないとこうなられておりますけれども、当分というものはどれくらいの年数を指すものなのか。やはり今言われたように、新庁舎を建てるのか建てないのかと、こういう話になってきますので、いわゆる当分の間というのは何年を想定されているのか、その辺をお伺いしたいと存じます。

○柳田会長

本荘の市役所庁舎、それから広域の一部事務組合が入っている行政センター、町村会事務局も入っていますが、これらの施設は、まだ耐用年数が残っておりますので、新設合併であっても使えるものはできるだけ使うべきだと思います。

いずれ、新市において施設の耐用年数が来た段階では、建てなければならないと思います。そこで当面ということでご理解下さい。

○今野義親委員(鳥海町)

ある程度わかりますけれども、今、本当に対等の合併であります。しかも、これだけ大きな面積の合併をするというのは、これは全国でも稀であります。ですから、これは今まで合併されたところを基準としてやるんではやはりおかしいし、これだけの大きな面積の中に、逆に人口は少ないです、9万2,800とこのような人口になります。すなわち住居も点在をしているということになりますので、やはりお互いがどの町からも便利なところに新しい庁舎を建てて、そこからスタートする、これが本当の新しい市のやり方だろうとこういうふうに思います。ですから、単にお金をかけなくてそれでいこうというような、今回はそういうものの合併ではないものと、こういうふうに考えます。

○柳田会長

今野委員のおっしゃることもよくわかりますが、この参考のところに「総合支所」ということをうたっています。ですから、合併で全部集まるとなれば、これは当然手狭ですが、総合支所を置くことで対応できるものと判断しております。

市町村合併は、行政のコスト削減が大きな目標の1つになっておりますので、その意味でも当面は、今あるものをできるだけ利用したいことで申し上げているので、ご理解下さい。

○今野義親委員(鳥海町)

これ私の方の町ばかりでなくて、多分よその町も、やはり庁舎は多分必要だろうと私考えていると思うんですよ。ですから、当分の間は事務所替わりにやるというのは結構ですけども、やはり新しい市としては新しい庁舎是非とも必要だと思うんです。これが合併の協議会で結論できないようであれば、これはおそらく合併は流れると思いますよ、これ。後で合併になったら順次決めな

さいよというものであれば、納得する町は出てこないと思います。ここだけはちゃんと市長、考えていただきたいと思います。

○柳田会長

この件について、新しい市長が考えるか、今の市長と町長、一市七町で考えるか両面があると思います。

このことについて、過日一市七町の首長さん方と相談をし、この線でと了解されたところです。

新市になった場合には、新市としての計画も生まれてくるかも知れませんが、今は、1つ遠大な構想の中ですとしてご理解下さい。

ほかに由利町の尾留川さんには、新庁舎を建てるかどうかの質問のこと、いいですか。

○尾留川正委員(由利町)

この中に当分建てないということなので、結局、既存のある建物を利用するということですので、ここで、この案を今決めてですよ、会長が言われるように建てるのはこれから何年来に、我々が先進地視察したように10年の中で建てると思っているも建てれないなんていうそういう事情が生じてきます。ですから、まずこの合併する段階としては、今の現施設を利用してまずさしあたって合併しようと、そういうような意向で進んだ方がどうでしょうか。そういうふうに私は思います。

○柳田会長

由利町の村上さんから質問ありますが、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上でございます。

今、鳥海町の今野委員さんから庁舎を建てるのがまず一つの一市七町がまとまるシンボリックなもので、そこから合併が始まるというようなお話しございましたが、しかし、この前の北上の件を見ましても、今こういう状況の中で、いずれこの方に用地を取得しながらも100億の庁舎を建てるということは、他に使用の財源的な使用の道がたくさんあるので、それを我慢していただいとということもありましたし、この先進事例見ましても、できるだけまずは現庁舎使えるだけ使って、その他の住民サービスの方にまわせるべき時はまわしていくということが私は本筋だと考えております。そういう面では、決して新庁舎をすぐ建設するというところにこだわるべきではないと考えております。

○柳田会長

どうもありがとうございました。それでは、岩城町の阿部さん。

○阿部一雄委員(岩城町)

岩城の阿部です。

この協議第15号、私はこの案に賛成の一人なんです。一市七町の合併は、誰のための合併なんですか。それは、新しい庁舎が立派にできて、一市七町の皆さんから立派な市になって良かったと言ってもらえるような行財政運営ができるとすれば、それにこしたことはないと思います。

しかしながら、1市7町の一般会計、特別会計が抱えておる起債の期末残高をお考え下さい。その他に債務負担行為の残高もあるんでしょう。合併をいたしますと、480億という特例債も使えると言いますが、建設計画の中には一市七町の発展計画が持ち込まれる。膨大な事業費ではありませんか。それを10年間、あるいは交付税が残源される残りの5年間、将来を財政運営の上から見た場合に、住民のための行政を十分やったほかになおかつ余裕があって立派な庁舎がで

きるというのであれば、私はそれにこしたことはないと思いますが、財政を考えました時に、将来はそんなに生やさしいものではない。現状の維持すら危惧されるのではないか。いかに合併後のデメリットを食い止めるか、それにみんなが頑張らなければいけないというような合併になりはしないか。そういうことを考えますと、庁舎を一番早くというような取り急いだ建設構想を持つということは、私はどうかと思う。住民のための行政のレベルアップ、手厚くということにまず重点を置くべきだ。建設計画の中にもそういうことが盛り込まれるような、アンケート調査に表れましたような住民の心配事が現実の問題にならないような合併を実現しなければいけない、私はそれが最優先課題だと思います。ですから、既存の各市・町の庁舎を活用しながら、当分の間、総合支所方式をとりまして新庁舎建設は見合わせる、この協議第 15 号には私は賛成であります。

○柳田会長

どうもありがとうございました。矢島町の茂木さん、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島の茂木です。

私もこの案件に関しては賛成です。

ただちょっとひっかかるのは、先ほどちょっと市長さんも触れておりましたけれども、当分の間ということです。私の感覚では、合併特例債の 10 年間は当分の間というふうに私は考えます。そこを当分というのはいかがでしょうか。私の方が違っているでしょうか。というのは、先ほど新しい市ができて市長さんが決まりますと、わからないというふうな意味の発言があったやに伺っております。ですから、私は当分というのは今後 17 年以降、27 年までの間が当分というふうに私は理解したいんですけれども、出した方はいかがでしょうか。

○柳田会長

当分の間、要するに合併特例債の活用を考えた場合には、10 年というのが一つの目安になるだろうと思います。

○茂木好文委員(矢島町)

いいでしょうか。そうしますと、当分の間というのは、合併後 10 年間の間にはというふうな理解でよろしいでしょうか。今そういうふうにお答えいただいたと思いますけれども。

○柳田会長

これはそれぞれの意見もあります。副会長の岩城町長から「違う」ということがありましたけれども、これはやはり合併特例債というものがある、その時の情勢によっては合併特例債を活用したほうが得という場合もあるだろう、分庁方式あるいは総合支所方式をとった場合に、それぞれの施設によって耐用年数が異なるので、建てなきゃならないものも又、建替えしなくともよいもの、この建築の建て替えの時期は、それぞれの町によって違いがあると思います。ですから、前に言っていますように建設計画の中で当然検討されるべきものだろうと考えます。岩城町の町長さん、どうぞ。

○加藤副会長(岩城町)

岩城の加藤でございます。

今、当分の間という字句の内容について、10 年なのかというはっきりした見解はどうかということだと思います。今、柳田会長さんからは 10 年間という考え方ではないかというふうにお話がありました。確かに特例債を新庁舎に使うということは、もちろん法的にも十分可能なわけですが、やはり将来の何のための合併をするのかということをよく考えた場合に、これからの新

しい市としての建設計画、まさにそのことであります。それは皆さん懸念されているように周辺部がさびれるのではないかと、いろんなことが懸念されているわけでありますが、それをつくって庁舎ができればすべて問題が解決するんだったら結構だと思います。そうではないわけですから、私は今総合支所方式をとるということは毎日皆さんそれぞれの地域で暮らしているわけですから、合併しても今暮らしている地域から毎日み出して暮らすことはないと思うんです、普段の生活は。ですから、総合支所方式、こういう面積の広い場合においては、当然のごとくその地域で暮らす、その身近かな福祉でもいろんなコミュニティでも、そういう課題はそこで解決をしていくというのが総合支所方式というふうに私は理解をしております。

よって、管理部門とか共存する部分は本庁に置くということでもありますから、その部分はそんなに増えるわけでは、大きくなるわけではないわけですから、ましてや一つの合併は行政改革でもならなければやっていけないわけですから、職員もある程度減っていくとすれば、果たして本庁舎という新しい箱物が必要なのかどうか。そのランニングコストは誰が払うのか。つまりみんな市民にはねかえってくるわけですから、私は当分の間という考え方は、これは時の市長がやはり財政的な裏付けも含めて判断されることであって、10年という限定ではないというふうに私は考えております。

○柳田会長

私の言っているのは、10年というのは合併特例債の適用期間は10年だから、考えようとしてはその10年の中で考えるのも一つの手法だろうということを申し上げているのであります。

○阿部一雄委員(岩城町)

いいでしょうか、すいません。一つだけ。

○柳田会長

岩城町の阿部さん、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

もし建設をするとすれば、特例債を使ってというのが財政的には最良の手段だと思います。しかしながら、先ほど述べましたようにもう抱えている起債、債務負担、それから合併が10年経ちますと交付税の算定替え、そういう時期がくるとか、いろいろな財政上の問題を考えました時に、許容される特例債を全部使い切って果たして将来合併した新市の財政がもつのかどうかという問題が出てくると思います。やるとすれば、一番良い財源には違いありませんが、私は財政は中期的・長期的に見て、合併した新市が大丈夫なのかどうかということをまず先に立つ人が一番先にそれを考えなければいけないのではないかと。そして、市民の生活は行政の質はレベルは、市民のために合併するんじゃないかと。庁舎を建てることを優先に考えながら合併をやるんですか。よく将来を見通しながら、私は慎重に対応すべき問題だ、こういうように考えます。

○柳田会長

阿部委員の言うこと、よくわかります。はい、どうぞ。

○佐々木正男委員(大内町)

大内町の佐々木でございます。

非常に皆さんからお話し出ておりますが、この位置についての提案でございますが、本荘市に置き、当分の間というのを私どもはこの合併協議会の中では概ね10年、そういう意味あい捉えて、その後についての合併後の私どものこの例えば10年に決まりますれば、その後については新市の中で財政等いろんな面で勘案していただきながら、位置、それから庁舎機能を含んでど

う新しくするのか、それを新しくつくり直すのか、そのままいくのか、いろんな面で検討してやっていただくような方法で、この協議会では当分の間という内容を10年、概ね10年というような理解の中でこの提案に私は賛成を申し上げます。

○柳田会長

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

今の佐々木委員の発言が私も同じことです。新しい市になって市長が代わった途端に、この合併協議会の結論的にはおおよそ10年間ぐらいは新庁舎を建てないような話をしたんだけど、市長代わったら一発でできましたということでは困りますということをお願いしたいんです、実は。阿部さん言っていること、みんな同じです。ですので、おおよそ10年間ぐらいはこの協議会としては、ここで当分で結構ですので、建てないでやっていくという合意であれば私は当然賛成いたします。

○柳田会長

大変、ご理解のあるご意見です。

それで皆さんいかがでしょうか。この15号につきまして、このように決定していいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

どうもありがとうございます。

それでは、協議第15号につきましては、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、協議第16号の一般職の職員の身分の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局

14ページをお開き下さい。

協議第16号、一般職の職員の身分の取り扱いについて、ご説明いたします。

新設合併が行われた場合には、関係するすべての市町村の法人格が消滅しますので、当該職員は合併の前日をもって原則失職することになります。しかしながら、合併特例法において「協議により、一般職の職員が引き続き新市の職員として身分を保有するよう措置しなければならない」と規定されており、今回協議項目として提出するものであります。

調整内容でございますが、(1)一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。(2)職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。(3)職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。(4)給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るという内容でございます。

15ページ以降が各市町の現況でございます。

16ページ、17ページに、職員定数条例による職員数と15年4月1日現在における職員数を記載してございます。

17ページの下段の方に、一市七町の合計ということで記載しておりますが、条例で定められた職員定数の合計は1,297人でございます。これに対し、15年4月1日現在の実数は1,160人でございます。

また、職別給料表の状況についてであります。一市七町の行政機構等の違いにより、適用給料表にも差異がございます。

17 ページに参考法令として、「市町村の合併の特例に関する法律」の第9条を記載いたしました。第9条の第1項では合併に伴う一般職の身分の保障をしております。第2項では、職員の任免、身分の取り扱いについては、公正にすべきという規定がされております。このことから、一般職の職員であるものについては、すべて新市の職員として引き継ぐという調整内容でございます。

今回の市町村合併の効果の一つとして、職員数の適正な管理ということが求められてまいります。このことについては、新市において定員適正化計画を策定し、その適正化に努めるものであります。

以上でございます。

○柳田会長

ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございませんか。はい、村上さん。

○村上 亨委員(由利町)

村上です。

一般職の職員の記載でございますけれども、ほかに嘱託職員と申しますか、人件費じゃなくて物件費でみている自治体も多いのではないかなと思うところでございます。その嘱託職員につきましては、その職員方がいなければなかなか自治体としての全体の運営ができかねるという事態も多かろうと思いますが、嘱託職員につきましては、どのような方向でもっていくのか、一点お聞きしたいと思います。

そしてまた、内容的には逆になるわけなんですけれども、実際、先日の北上市が人口がほぼ合併した1市7町と同じく9万 1,500 人というような数字でございましたが、現在の職員数は 764 名ということでございました。実態的に、実数は平成 15 年4月1日現在から比べますと 400 名ほど減らさなければならないということになります。今後、新市におきまして定員適正化計画策定ということになっておりますけれども、もしその方向性ももし示していただければありがたいと思います。

○柳田会長

暫時休憩します。

午後2時 28 分 休 憩

午後2時 29 分 再 開

○柳田会長

会議を再開いたします。

これは、幹事会で検討していますので、幹事会の方から説明をしていただきますので、お願いします。

○鷹照賢隆幹事長

幹事会の幹事長を務めております本荘市の助役の鷹照でございます。

ただいまの件に関しまして、いろいろとこれからも幹事会において突き合わせしていく予定でございますけれども、ご質問の嘱託職員の件については、正直申し上げますとまだ結論というものは出ておりません。ただ考えられますことは、その日にすぐ業務がなくなるわけでございませぬので、追々職員の一般職の適正管理と同時に嘱託職員に任せております業務等も見直ししながら考えていくということが一般的であると思っております。

それから、適正化する人数でございますけれども、あくまでも施設等いろいろございまして、適正化の対象になりますのは普通会計分というふうに類似団体では数字を出しておりますので、あと残りのいろんな施設等につきましては、施設がなくなる限りはそういう定数が存在するということを考えますと、必ずしもすぐ引き算がぱんと出るわけではございません。これは今後詰めていく内容になると思います。

以上でございます。

○柳田会長

幹事の方から説明ありましたが、質問ありませんか。

○阿部一雄委員(岩城町)

こういう議案が提出されますと、肝心の表に出てくる数字しか説明がないんですよ。村上さんがおっしゃっていただきまして、大変話しやすくなったので聞かせてもらいます。

そういう嘱託職員等を含めまして、前の協議会でも2つの一部事務組合の消防職員は新市に組み入れる、こういうことを決定しております。そうなりますと、職員実数の合計が1,160人というのは、本当は千何百人になるんですか、おわかりでしょうか、本当のところを教えてください。

○柳田会長

事務局、説明してください。

○鷹照賢隆幹事長

ただいま、ご質問にありました嘱託職員の件でありますけれども、それぞれ各町によって雇用形態が違います。何年間というふうな期間をつけている町もございますし、そうでない嘱託業務もございます。これらも合わせまして、540人ぐらいというふうに私たちは把握いたしております。

○柳田会長

はい、阿部委員。

○阿部一雄委員(岩城町)

これから540人ほど増えますと、ばっちり1,700人になるんです。私は庁舎建設の時に財政が大変な重要な課題ですと申し上げました。人口10万未満の類似団体の普通交付税は80億程度ですよ。今1市7町では200億ぐらいでしょう。10年経って特例措置がとっぱらわれますと、100億足らずの交付税の新しい市になるのではないですか。国から来る交付税が半分になるんです。5,000万や1億減るんじゃないですよ。200億が100億に減るんですよ。財政面のことを考え抜きにして、法定協、話を進めるということは私はいかがなものかと考える一人なんです。あれもやりたい、これもやりたい、新しいものほど良いという、そういう願望はみんな持っておると思いますが、将来の財政を考えますとただごとではないということを私は頭に入れて、この場に臨んでおる一人なんです。

ですから、新庁舎も私は欲しいに決まっているんです。でも、財政のことを考えますと、我慢する時は我慢しなければ、そういう考えの一人なんです。市長さんも、よく私のことをご理解をいただきたい、そういうお願いを申し上げたいと思います。

○柳田会長

岩城の阿部委員のご意見、よく理解できます。そしてまた、合併の理念もその辺にあるわけがありますので、これは十分検討をしていくべきことであります。この嘱託職員のことについては、激変できるかどうかという一つの課題もあります。そういう意味では、当面あるいは当分という言葉

葉が適切でないかもしれませんが、囑託職員の扱いについてはこれから鋭意検討してまいります。この囑託職員については、各町の事情もあるようですが、合併の理想に沿うような方向で進めていくべきことと思います。

ほかに、村岡委員どうぞ。

#### ○村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。

今の職員の適正化計画について、村上さんから話しありました関連でお話しをしたいと思いますけれども、この間、先進地視察で行ってまいりました北上は、1市1町1村の合併でありますので、1市7町とはあまり比べることは非常に難しいのではないかと思います。一つの本庁舎と二つの支所という形態の北上市と、これから合併した段階では一つの本庁舎と七つの総合支所を当面の間残すということでございますので、向こうが700人台だから1,700人台が700人、800人台が適正な規模とは私は考えません。

ただし、総合庁舎機能になるということは、その分に関してはある程度の削減は私は可能だと思いますので、そういう意味で適正化計画の中で検討していただいて、千百何十人であるけれども数年後には例えば900人台とか、そういう検討は重ねていく必要があるのではないかと思います。職員数は減らせばいいというものではなくて、減らせば減らすほどきめ細やかな対応が難しくなるという現実もあると思いますので、それぞれの各役場において十分足りているというところは一つもないと思います。一人何役もやっている現状の中で、新しい体制にいった時に最小の人数で最大のサービスが実現できる適正な人数ということを十分検討していただいて、適正化計画の中で盛り込んでいただきたいというふうに考えます。

以上です。

#### ○柳田会長

小笠原委員、どうぞ。

#### ○小笠原良一委員(大内町)

大内の小笠原です。

我々一般町民というのはよくわからないんですけれども、一つはの中で、職員数においては新市において定員適正化を策定し、定員管理の適正化に努めるものとすると思いますので、今の段階ではこれでいいのではないかと。何名とかという段階ではないのではないかと思います。

それで、私この住民アンケート集計表を一読させていただきました。意見。それで、一番やはり心配しているのは、一般の町民が結局合併によって住民サービスという行政サービスが一番削減されるのではないかと、やはり。ということは、職員数が急に減らされて住民サービスが劣るといものが非常に心配だという意見が数多くありました。ですから、先ほど村岡委員も言ったとおり、やはり村上さんの北上市の意見もありましたけれども、やはり地理的に見ても一市七町と考えると、我々サイドでは今考えると住民サービス、合併してもメリットはこういうメリット、しかしデメリットといったものを早く町民に知らしめるべき方法を考えた方が、非常にアンケート調査の場合は皆さん不安がっている町民が多いということを私は切に感じました。

以上です。

#### ○柳田会長

村上委員、どうぞ。

#### ○村上 亨委員(由利町)



決して私は北上市、1市1町1村の合併によりまして今現在 764 名、この数が適正かどうかということ、9万 1,500 人に対しての 764 名でなされているということが必ずしも1市7町の合併した場合の人口比率と同率でなければいけないと言っているわけではないんです。

ただ、1市7町におきましても、人口をまず大体同じ規模でありながら、しかも1市7町でそれぞれの自治体、まず八つの自治体がまとまるわけですから、三つの自治体がまとまると、違うということは理解できます。

しかしながら、効率を求めるといっても、これもまた一つの住民の皆さま方の首長・議員、そしてまた行政改革という意味では職員の皆さまのサービス低下にならない範囲内での効率化を求めるのは、それは至極当然のことだろうと思います。そういう意味で申し上げているのでございますので、決して 764 名に下げるべく効率化、計画を立ててほしいというわけではありませんけれども、効率化ということはやはり一つ考えておくべきではないかと思うところでございます。

#### ○柳田会長

それでは、この件についてこれからも十分検討されていくべきことと考えますので、今日のこの説明で確認をいただいたものとして異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

#### ○柳田会長

そのように決定します。

次に、協議第 17 号の特別職の職員の身分の取り扱いについて、事務局から説明を願います。

#### ○事務局

18 ページをお開き下さい。

協議第 17 号でございます。特別職の職員の身分の取り扱いについて、ご説明いたします。

新設合併における関係市町の法人格の消滅については、協議第 16 号でもご説明申し上げたところでございますが、一般職の職員と同様に特別職の職員についても合併の前日をもって失職いたします。

このことから調整内容は、(1)特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。(2)特別職の職員の給料・報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整するという内容でございます。

19 ページ以降が資料でございます。

20 ページ、21 ページに常勤の特別職・議会議員・行政委員会の委員の報酬額を記載してございます。

具体的な調整方法についてでございますが、報酬につきましては、常勤の特別職・議会議員・行政委員会の委員とも現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整するという内容でございます。

任期・選任等についてであります。常勤の特別職のうち、新しい首長は合併の日から 50 日以内に選挙が行われます。その間は1市7町の首長が協議して定めた市長職務執行者が職務にあたります。

助役・収入役・企業管理者につきましては、新しい首長が決まり選任の手続きをとるまでは不在ということになります。収入役につきましては、収入役の職務代理者を事務吏員の中から置く必要があります。

また、教育長は特別選任された教育委員の中での互選となり、任期は新市長の選挙後、最初に招集される議会の会期末までであります。

議会議員につきましては、次回以降の協議会において、議会の議員の定数及び任期の取り扱いで別に協議をしていただくこととなります。

地方自治法第 180 条の5の規定で設置を義務付けられております執行機関としての委員会及び委員は、教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会がございます。

そのうち教育委員は、合併時は市長職務執行者が一市七町の教育委員であったものの中から選任をいたします。

選挙管理委員は、一市七町の選挙管理委員であったものの互選により選任されます。

固定資産評価資産委員は、教育委員と同様な方法で選任されます。

任期は、最初の議会で新委員が決まるまでの間ということでございます。

監査委員につきましては、新首長が決まってから議会の同意を得て選任しますので、その間は空席であります。

農業委員会の委員につきましては、議会議員と同様に次回以降の協議会において、農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いで別に協議をしていただくこととなります。

22 ページ、23 ページには、その他の特別職について記載してございます。

特別職の職員で非常勤のもの報酬については、条例で定められておりますが、その中から抜粋をして資料として載せてございます。

具体的な調整方法でございますが、新市において引き続き設置する必要があるものについては、新市において新たに設置するものであります。

報酬につきましては、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整するという内容でございます。

以上でございます。

#### ○柳田会長

ただいま事務局から説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

#### ○高橋良一委員(岩城町)

岩城町の高橋でございますが、先ほど一般職の件でもいろいろご意見がありました。遡れば、新庁舎の事務所の建設問題についても、根本的には同じような内容の意見なり質問があったというふうに感じております。ただいま特別職のそれぞれ扱いについても説明があったわけですが、私考えてみますと、住民アンケートの集計の結果の中で大変大きく目立つのは、職員の数、あるいは特別職の数を減らすことによって、いわゆる合理化することによって財政的な合理化が際立って目立つ。ですから、合併の効果はそういうことに大いに期待をしておるといふアンケートの結果が大変 50 パーセントを超えるような数字になって、際立って目立つわけでありまして。

一方、合併によって心配されること、あるいは不安を感じることを整理した意見が出ておりますが、それを大別しますと、サービスは現状より低下しないように、むしろ向上することを期待するという趣旨の意見が多いわけですね。従って、相反する要望があるわけですね。例えば議員報酬、あるいは議員の扱い、あるいは農業委員の扱い、次回以降の協議会に成案を提案したいとこういふ説明がありましたが、住民アンケートで見られるような住民の意見なり希望なりを十分反映できるような内容での成案をご提示してもらおうことを、この機会にお願いを申し上げたいということでございます。

#### ○柳田会長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

なければ、協議第 17 号につきましては確認をいただいたものと決定してよろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、確認いただいたことにして、3時まで休憩いたします。

午後2時 50 分 休 憩

.....  
午後3時 00 分 再 開

○柳田会長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、協議第 18 号の「介護保険事業の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、協議第 18 号、介護保険事業の取扱いについて説明いたします。

本日の資料の 24 ページをご覧ください。この 24 ページに介護保険事業の取扱いについて書かれています。

調整方針といたしましては、「介護保険事業については、合併時に本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施できるよう構成団体と調整を図る」という内容になっております。

なお、資料につきましては 26 ページから 29 ページまで、1市7町の介護保険事業の現状を掲載してございます。現在、鳥海町を除く1市6町は、本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施し、鳥海町は単独で実施しているものであります。ただし、介護認定審査会の設置につきましては、全市町、本荘由利広域市町村圏組合で実施しております。

合併後は、平成 16 年の3月の合併を目指しております新にかほ市と私たち1市7町による新市と二市による共同処理事務として実施できるように、構成団体と調整を図る内容となっております。

以上でございます。

○柳田会長

ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

現在は、1市 10 町で見ますと、認定が1市 10 町で行われ、運用が1市8町で仁賀保さんと鳥海町さんが運営から外れているわけですが、来年度、にかほ市ができた場合には、こちらの1市8町の方と一緒に運営形態をとりたいという申し込みがあったやに聞いております。ただその場合、はっきりと2つの市で、将来1市7町が一つの市になった場合ですが、二市ではっきりと区別した方が良いのではないかという意見もあるやに伺っております。その場合の一つになった場合と、2つで区別した場合のメリット・デメリット、事務局の方でおわかりでしたらひとつご説明願いたいと思います。

○柳田会長

事務局、説明願います。

○事務局

ただいま、新しい2市で共同にやる場合とそれぞれの新しい市で単独でやっていく場合のメリット・デメリットについてというご質問でございますけれども、今現在、1市8町で行っているシステム、これは介護保険を保険者として広域市町村圏組合がやっておりますけれども、この保険者としてやっているシステム、これが仁賀保町さん、それから鳥海町さんでも同じシステムでやっております。と言いますのは、先ほどの説明にもありましたように、認定業務が1市10町で共同処理やっているという関係で、同じシステムでございます。そういう観点からいきますと、同じシステムをそのまま使って今現在の1市10町、新しい2市になってやっていくことによるシステム上の差異というものは出てこないんじゃないかというふうに思っております。そして今現在行っているものと変わりなく、今1市8町で行っている作業と変わりなくやっていける。逆に二市ということになりますと、それぞれの町とつないでいた分が非常に時間的に短くなると。今よりも早く作業ができるという面、それから、やはり介護保険というものが始まった時点で国の方でも介護保険をできるだけ広域連合とか広域一部事務組合でやれというのは、スケールメリット、この保険者という問題とのスケールメリットで出てきたものでございますので、そういうことを考えますと、1市10町が新しい2市となって共同でやっていくものについて、そんなに事務的に問題が出てくるということは、今既に行っておりますので、そういうことは考えられないというふうに考えまして、私どもの方でもいろいろと介護担当の職員方とも協議をしましたけれども、今と同じようにやっていける、若干処理能力が早くなるんじゃないかと、スケールメリットがまた活かせるんじゃないかというようなことを考えまして、このように提案したものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○柳田会長

村上委員、いいですか。

○村上 亨委員(由利町)

そういたしますと二市で改めてすり合わせということは必要がないということになりますか。

○柳田会長

事務局、説明願います。

○事務局

二市でそれぞれやるとなれば、また新たにシステム等を、今、広域でやっているシステムをそれぞれ作っていかねばならない、その時間的な問題、経費の問題等を考えますと、2市で共同処理するのは決して不都合な点は出てこないというふうに考えたものでございます。

○柳田会長

村上委員、よろしいですか。

○村上 亨委員(由利町)

はい。

○柳田会長

ほかにございせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、協議第18号につきましては、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、協議第19号の「電算システム事業の取扱いについて」、事務局の説明を願います。

## ○事務局

30 ページをお開きください。協議第 19 号、電算システム事業の取扱いについて、ご説明いたします。

調整内容は、電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する、というものでございます。

31 ページ以降が資料でございます。

現在、1市7町で業務を行っている電算業務のうち、主なものを記載してございます。32 ページ・33 ページには、基幹業務システム、単独処理業務システムのうち主なものを記載してございます。各市町とも大方の業務においてコンピューターが導入され、事務処理をしているのが現状でございます。

住民基本台帳に関する業務、税務関係業務などは、本荘市、矢島町、岩城町、由利町、東由利町、西目町が本荘由利広域市町村圏組合で行っております。大内町と烏海町は、それぞれ単独でシステムを導入し、業務を行っております。これらについても当然のことながら、合併時には統一化を図る必要があり、調整を図るものでございます。

具体的な方法につきましては、住民記録業務、税業務、財務会計等の基幹業務システムについては、合併時まで電算システムを統合する。統一システム運用のため、現市町間を超高速のネットワークシステムで結ぶという内容でございます。

単独処理業務システムについては、新市において調整を図るという内容でございます。

以上でございます。

## ○柳田会長

ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

## ○柳田会長

ないようでございますので、協議第 19 号につきましては、確認をいただいたものと決定いたします。

それでは、次に、継続審議となっております協議第 8 号の「新市名称の決定方法について」は、前回の協議会で公募することまでは決まっております。今回は、応募された名称について、どのように選定をしていくかにつきまして委員の皆さん方からご意見をいただきたいと思っております。

それでは、ご意見を頂戴したいと思っております。

岩城の阿部さんの方が早かったようです。

## ○阿部一雄委員(岩城町)

ただいまご説明がありましたように、新しい市の名称を決定する前段は公募ということに決定をいたしました。これは前段だと思っております。その中から1つの新しい市名に決定するというのが後段の作業だと。それで、前回で公募を全員で決定をいたしましたわけございまして、公募の要綱は、もう協議会だよりの中で詳しく全戸に配付されておると、こういう内容ですが、あれから1カ月であります。合併協議会の規約の中には、合併に関することは幹事会で調整・協議をします。そのために幹事会を設置すると、こういうようにうたわれております。当然、新しい市名を決めるための後段の、どういように絞ってゆくのかということは、私は前回後の幹事会の中で話し合いがなされておるのではないのかな、あるいは進んでおれば原案なるもの、できておるのではないかと、そういう感じもいたしますが、その辺の幹事会の進み具合はいかがなものでしょうか。

## ○柳田会長

幹事会の方で検討してみているので、幹事会の方でどういうふうになっているのか、原案などあったら説明をお願いします。原案というんでしょうか、今まで検討した内容について。はい、どうぞ。

○鷹照賢隆幹事長

ただいまのご質問の件でございますけれども、幹事会の方で種々やはり検討いたしております。検討いたしました、やはりちょっと異論もございまして、私もその辺のところを皆様方にお諮りした方が、一応皆様方のご意見をいただいた上でもう一度幹事会の方でいろいろと議論した方がよりベストな選定方法ができるんじゃないかなということで、一応皆様方のご意見を頂戴いたしたいと、こういうふうに幹事会の方では考えております。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

その、一部異論がございましてと、満場一致とはなかなか難しいかもしれませんが、それがいかなるものか、私たちの目に見えないものであれば意見の申しようもないわけでありまして。私は、この場で、今日、確認をして決めようとは思いません。調整協議して、幹事会で決まったものは、当然本協議会に提案される仕組みになっているわけでございますから、私は出していただいて、次回まで各市、各町でいろいろ意見調整してくる、そういうやり方でもよろしいのではないかと、そういう考えの一人なんでありまして。もし大筋で叩き台ができておるのであれば、是非今回提出していただきたいと思っておりますが、できませんか。

○柳田会長

はい、幹事長どうぞ。

○鷹照賢隆幹事長

その件でございますけれども、公募というものの持っている性格をどういうふうにとらえるかということでございますけれども、例えば公募1点でも100点でも同一と考えて、それを選出するか、あるいはある程度一定数を公募されたものについては、それらを優先的にと申しますか何点かを優先して、そのものも入れて委員の皆さんも選出するということと、初めから1点でも100点でも無条件で皆さんが投票するという方法と2つの考え方がございまして、これがいろいろと皆様方でどちらがよろしいか、皆様方のご意見をお伺いしたいというのがいわゆる討議の内容でございます。

○柳田会長

はい、阿部委員どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

ただいまのご説明であります、1点と100点の重みをどうすべきかということでありまして。1点でも100点でも変わらないと思っております。もし、どんなにすばらしい新しい市名の1点であっても、1点はだめだとするなら、多数決で応募数の多数のものに決まってしまうということになるんじゃないでしょうか。応募の意味が幅広く多くの人からという趣旨、活かされない。ですから、出せるものなら今回出していただいて、私は1市7町で持ち帰って検討を加えていただくというような方向をお願いしたい、こう申し上げておるんです。

○柳田会長

はい、説明を幹事の方から。

○鷹照賢隆幹事長

その数の話でございますけれども、公募の内容に、同一名称につきましては同一人で1点という限定がされてございます。そういう意味では、今言ったような例えば同じものを何枚も出すとか、そういうことを防いでおりますし、それから1市7町という限定された地域の、いわゆる新しい市の枠組みになる住民の方のご意見をお伺いすると、そういう限定されておりますので、やはりそういう面での住民の、多くの方の住民の意向もやはり参酌する必要があるんじゃないかという考え方の上での私の発言でございます。

○柳田会長

はい、阿部委員どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

会長、幹事会のまとめたもの、出してもらえるんですか、もらえないんですか。会長の方から出した方がいい、出さないというようなことを幹事会にできないんですか。

○柳田会長

西目町の齊藤委員、どうぞ。

○齊藤栄一委員(西目町)

この事案が我々に配付されたときに、我々はそれぞれの市町で、この議題について少々検討するという気持ちでこの協議会に入っております。従って、この新市の名称の決定方法につきましては、公募ですから、これはもう300なるか1,000なるかわかりません。その1,000だったら1,000、それを500にして、300にして、200にして、100にして、50にして、これがここで決定する私は最良の決定方法ではないかなというふうに考えております。従って、西目では多く集まったその中から10点なら10点、各市町、それを決定してここに出す。そうすれば1,000のものが500なるか100になるかわかりません。それをさらにまたそれぞれの市町に持ち帰って、懇談会ある市町があるかもしれません。あるいは全然なくて委員の皆さんで考えるかもしれません。それだけ公募していますから、それぞれの地元に戻って検討する余地があるのではないかなというふうに考えております。従って、その段階を数踏んで、最後にここで1つに絞るということが我々が協議した結果であります。あとは、私はむしろほかの市町さんでそれぞれの考えをここに出してもらって、それで最良の方法をとっていったらいいんじゃないかなというふうに考えております。

○柳田会長

はい、どうぞ。本荘市の齊藤委員。

○齊藤好三委員(本荘市)

この件について私から述べますと、最初これ出たとき、公募すると、これが最初の民主的な方法だと、そういうふうに私は思いました。そうでなければ私は、やっぱり東由利さんが出したその方がむしろいいんじゃないかと思えます。公募ということは、私は広くその人の意見、将来のまちは、私たちのまちは私たちが創るという、これは初めてのやっぱり1市7町の参加でなかったらどうかと、こう思っております。ですから1市7町に限定もしました。そしてまた情報の公開の時代でもございます。そういう中で、やはり私はその中で1人1点だと、そして年齢もつけないと、そういう中からこれを決めたということであれば民主的な方法だったと思うんです。そうだとすれば、私はこれは、私の考え方ですよ、皆さん。私は今まで皆さん書いてくださいって、こういうふうに応募しててくださいって言ってましたよ。それは、やっぱり上の方から、やっぱり1万入ったものとか、それは何点だか、それはやっぱりその人たちの民意というのは反映させるべきだと。あとはこの委員

の中からいろんなことをする、私はそういうふうに思っていました。ですからこういう民主的な方法としてこれをとった場合は、私は、出なければ何のためのこれは公募であったろうかと、そんなことも思っています。ですから、何もその特定な考え方でなくて、そういう一つの考え方に皆さんにあることですから例えばその中から決めるときには、地理的とか、例えばそういうふうな歴史的とか文化とか、そういうふうなことが加味されて、当然あとで皆さんで判断すると思いますけれども、やっぱりそういうふうにして上の方から何点か、それは文句なく民意的に、そしてその次、みんなで相談して、だめだったらだめだということをやっていけばいいし、あとはその中から選んでいくと、私はそういうふうにして思っていました。それが私の今まで思ってきた考えです。ですから公募ということ、情報開示ということもしますので、そんなことをみたら、何だこれ、自分たちの意見ってのはどうなっているかっていうことが見えないということであれば、これは本当にある意味ではオオソラエツというか正当化するためのものなのか、そんなことを考えられ、私の考え方はそういうふうにして思います。ですから、みんなで創る新しいまちのスタートだと、これが唯一の今の最初に切ったスタートだと、このように私は考えてございます。

以上であります。

#### ○柳田会長

この新市の名称については、全国どこでも苦勞されているというのが実態でございます。今日は、幹事会としてあえて出せなかったのは、幹事会も今日の委員の中でさまざまなご意見もあるだろうから、それをお聞きしたいという気持ちもあったと思うんです。

それであえて幹事会の方では、その内容について控えているようですから、皆さんからご意見を出していただくと大変有難いと思います。

まず岩城町さんまでいきましたので、次にとなりの、岩城さんから2人になりますが、意見が違わないでしょうか、同じでしょうか。

#### ○前川 侖委員(岩城町)

岩城町の前川です。

岩城の統一意見ではありません。私はあくまでも個人的な意見です。岩城でもいろいろ相談をしましたが、話し合いをしましたがけれども、こうだというような決定はしておりません。私は、子供が生まれたときでも非常に親は名前をつけるのに、いろいろ苦勞をします。将来のこの子供はこういうふうに育ててもらいたい、ああだこうだというようなことで、いろいろ悩みながらそれぞれ名前をつけると思います。名は体を表すとも言います。今、公募中ですから、どういう名前が出てくるのかよくわかりませんが、数だけで物事を決めるというのは、私はいささか不安だなと、こう思います。1市7町はどういうはたして将来のまちを創るのか、市を創るのかということをしっかりしないと、ただ名前が決まればそれで良いというものでは私はないと思うんです。そういう意味からも1市7町の皆さんが、ああ良い名前をつけてくれたなと、みんなが喜ばれるような、そういうやっぱり名前にすべきだと。数だけでもものを決めるということじゃなくて、やっぱりそのまちに、その市にふさわしいような名前、ですから私はやっぱり新市のイメージというものはっきりすべきだと思うんです。名前だけ言えば、ああそうか、あそこのまちはこうかと言われるような、そういうやっぱり名前を私はつけるべきだと。数だけでもものを言わせるということにならないように十分各委員は気をつけてやるべきだなと、私はそう思います。

#### ○柳田会長

時間を午後4時まで延長いたします。

次、各委員それぞれのご意見をお持ちでしょうが、各町毎にお座りになっていただいておりますので、次は隣の大内町さんの方から、どなたか代表してご発言いただけませんか。



○小笠原良一委員(大内町)

先般、大内の場合のある方でしたけれども、上は何々市、何でもいいですけども、大内町の町名がなくなるのは寂しいなという意見が出ました。ですから上、何々市大内町という住所というか、それは残していただきたいなという意見がありました。

○柳田会長

次に先ほど西目町さんからお伺いしましたので、鳥海町さんのどなたか。

○眞坂孝衛委員(鳥海町)

鳥海町では、この案件が出てから、すべて考え方は一つでありますけれども、最初から申し上げましたように公募して、閉めてみないと、どういう名前のものが何点ぐらい入るかというのはわからないと思いますが、最初から100点入っても1,000点入っても、それは1点とみなすというふうに私共としては考えております。その中から段々に絞って1つの市の、新しい市の名前を決めていくべきであると、このように最初から意見は変わっておりませんので、そのことを申し上げます。

○柳田会長

東由利町さん、どなたか代表で。

○遠藤忠平委員(東由利町)

私共の町では、委員でもって検討いたしました。応募されたもの、1点でも1,000点でも全部取り上げる。そして、その中から西目さんと同様でありますけれども、委員が2点か3点に絞りながら協議会で決定していくというような方法にしたいということを東由利では確認をいたしております。

以上です。

○柳田会長

次は由利町さん、どなたか。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。

この件につきまして一応話し合いいたしましたけれども、まず1市7町ですからそれほど、全国からというわけではないので、名前が非常なばらつきがあるということはまず考えられないのではないかと考えています。その中で、まず上位5つなり、あるいは10なりということはひとつの選定をして、あと、その応募の、要するに重なった数で決めるわけではないと、それはまったく同意見で、ほかの町と同意見でございます。1点であっても、なるほどこのまちにふさわしいなと考えられるものを、それも含めまして、その中から選択していった方が良いのではないかと、最終的には協議会で決めた方が良いのではないかとこの前のお互いの意見交換の中での話してございました。

○柳田会長

次に矢島町さんから、どなたか。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。

最初に点数についてですけれども、私共も最初から1点も1,000点も同じ1点というふうな考え方です。

それから絞り方については、実は私たちも町に帰って、夕べいろいろ話しましたけれども、いろんな意見が出ました。統一は出ておりません。町で何点かに選んでここにより集まったらという話も出ていましたし、それから、そういうふうなことを決めれば、ここであんた方があしかせになって思ったことをしゃべらないでしようから、何とかあんた方の5人の委員の中で協議したらというふうな意見も出ました。ということです。

それからもう一つ、前回のときに私から幹事会で名前の方法を、決める方法を何点か相談をして次回に出してくださいというふうにお願いしております。何点か。ですから、たぶん話し合いがされておると私は理解されております。決定するのは委員会です。どんな方法で選んだら良いかというふうなことは、幹事会で話し合われているはずですので、全員が今、各町の話し合いができましたので、よろしくその、決定じゃありません、こんな話し合いがなりましたということはこの委員会にご報告をしていただくようお願いをいたします。以上です。

○柳田会長

本荘市の方から、どなたか。

○齊藤好三委員(本荘市)

すみませんです。舌足らずなことがあれば困るので、誤解があれば困るので、私から言いますけれども、数の多いとか何かでそれを決めるとか、そういうことは私、もし誤解があればなんですか、そうではないんです。ただし、公募っていったものをとった場合、みんな1点も何点もみんなこれを同じ土俵にあげてから最初からやるのか、その民意というものをやって5、6点なら、皆さん最初それは上から順番に入れて、それから皆さんが選んでその中からと合体して、多くても何でも一緒になってやっていくのかと、そういうことを私言っているんで、最初やっぱりその人方が公募ってものの段取りをとったら、これは人気投票でないってよく言われますが、人気投票でなかったら何で公募なんかしたんですか。そういうことを考えるから、そういうことを重んじて上から何点を、それは入れて舞台にあげましょと。数の多さでは私言っているのではないということをご理解をいただきたいと。ただ、無条件で上から何とかと、こう入れていく方がどうですかということを私は言っているのです。

まず、以上です。

○柳田会長

はい、岩城町の阿部さん。

○阿部一雄委員(岩城町)

最初に申し上げましたように、1つの市名に絞り込む、その原案、叩き台を幹事会で詰めておられるのであれば、ただいま各町の代表の委員が発言されたように絞り込むことが可能になるわけでありまして。ですから、一部の異論があるとか何とかでなく、大体決まったんで、こういう一つ原案がありますよというのであれば、私は今回提出していただいて、次回まで内容を各町、各市が検討してくると、そういう方法をお願いできませんかと、今回出してもらえませんか、ということなんです。

○柳田会長

本荘市の工藤委員、どうぞ。

### ○工藤兼雄委員(本荘市)

反論するわけではございませんけれども、まず最初に公募と決めたときに私は反対をいたしました。年齢制限は、生まれたときに、オギャーと生まれたときも1票だと言われたことに対しては、非常に私は非常識だという見識を持った一人でもございます。今でもそれは思っております。それはなぜかという、今、町村のいろいろな会合に出ていきますと、君たちは何で生まれた赤ん坊に、いろんな場合に、やはり18歳が普通の年齢の選挙権のある、あるいは昔でも14歳が元服だ、あるいはせめてそれを掘り下げてやるならば小学校の4、5年が適当でないだろうか。責任の持てる年齢というのは12歳ごろが適当でないだろうかということを、今でも再三言われております。それでも皆さん方が一緒に全員一致で決めたから、それには従わなければならない。先ほどから1,000票も1票も同じ感覚ということを言われましたけれども、やはり皆さん方が一つの常識を超えてやるならば、やはり最高位になったものを尊重、これを選定ですから1回に決めるとは言いません。やっぱりその中からふさわしいものは10点なら10点選ぶ、あるいはまたその中で最も良いものがあつたら5点ぐらい、その点数に限りなく選ぶと、そういうふうな方法もいろいろあると思います。おそらく首長さん方の中でそういう話がまとまらないというのは、いろんなそういう煮詰まったおのおの違った考えがあるから、こういう今日の案に叩き台が出せなかったんでないだろうか。ただ私は、事務局の方からそういう違った意見でもいいから今日は方法についてという議論のする場があるのですから、やはりこういうものがあつたという、どこそこが出たというのではなく、出してはいただきたいとは思いますが、皆さんもう少しそういう点を考えて、やはり民主主義というよりも、やはり皆さんが生まれた赤ん坊でさえも投票しているのであれば、やはりそれを尊重する場がなければ、何のために投票したのかという民意が全然出てこないのではないですか。ただ私はそれで、全部それが最高位がいいんだという考えは一つも持っておりません。その中で皆さんが選択するのは、この協議会の皆さん方で選んでいただければありがたいんでないかなというふうに考えております。

以上です。

### ○柳田会長

今、岩城町の阿部さんから幹事会で出せないのは云々のことでありますが、幹事会でもそれなりの検討をしております。非常に苦労したようです。でも、やはりこの協議会の委員の各位の意見を今日は聞きたいなど、そして私たちは、幹事会としても良い方法を探りたいという真剣な幹事会での気持ちでありますので、例えば、今日1点も1,000点も同じだという意見もありますし、あるいはその町によっては上の方から10点ぐらい、それで10点でトップじゃなくて、それをさらに第2の段階で絞り込むとか、段階を経てやるべきだという意見もありました。その意味でも今日の意見は、非常に貴重だったと思います。

これを幹事会がさらに検討していただいて、この次の会までにはその絞り込みの案を出していただこうと思っております。

したがって、今、阿部委員が今出さないのが不明朗だというふうなおっしゃり方ではありますが、幹事会は大変頑張って検討しているということをお含みいただき、ご理解ください。

### ○今野義親委員(烏海町)

今、会長言われておりますけれども、実はやっぱり私の方でも協議はなされたと、こういうふうに伺っております。逃げのようなことをこの場で言うのではやはりうまくありません。私はいつも率直に言うんですが、ここにできているでしょう、ね。できているんですよ。なんでこれ出されないんですか。できてるでしょ、原案。幹事会でやったんでしょう。出されないってことないんですよ。これがまた叩き台にして、じゃあここでの話しできるでしょう。今の名称の選定の方法、幹事会できちんと話し合われているんですよ。できていますよ、これ。ただ出さないだけでしょ。これもある程度の話だと、途中から変なことが入ったと。これが話し合ったらいいんですよ。だからこれ出

てるんですよ、きちんと。逃げちゃだめですよ、こういうときに。これできちんとしたの出てるんですから。

○柳田会長

この際、暫時休憩をいたします。

午後3時40分 休 憩

午後3時46分 再 開

○柳田会長

休憩をといて、会議を再開します。

幹事会の方から説明いただければ何ですが、幹事会としても相当議論したんです。はたしてこれで良いのかどうか。いざ作ってみて、やっぱりこの辺が欠落しているんでないか、この辺が配慮が足りないんじゃないかと、そういうような気持ちがあるんです。新市の名称というのは、本当に大事なことなんです。簡単に、はいはいしゃんしゃんでは決まる問題ではない。それが幹事会としての、いかに真剣に取り組んだことだろうかということなんです。ですからこの公募という理念は何だろうか、そうしたこともおそらく幹事の思いの中にもあったんだろうなというように思っております。

ですから今日は、賢明な委員の皆さん方のさまざまなご意見を伺って、幹事会としてはさらに検討したいという思いできて、皆さん方のこの場でご意見を聞いているところだと、思います。出さないのが不明瞭だとかのご意見は、幹事の皆さんの頑張りように対して、そのような言葉はあてはまらないと思いますので、ご理解ください。

幹事長の鷹照の方から、釈明があれば発言してください。

○鷹照賢隆幹事長

この件に関しまして、大変皆様のご心痛を煩わせいたしましたお詫び申し上げます。これはあくまでも今野委員の示されている内容、要旨と言いますか、それはあくまでも幹事会といたしまして検討したことは事実でございます。それが幹事会としての結論ではなくて、やはり先ほどから申し上げておりますとおり、皆様方のご意見もお伺いしながら、よりベストなものを作っていくたいと、こういう考え方からでございますので、別に特別な他意はございませんが、皆様方にそういうふうな誤解を招いたことにつきましては心からお詫び申し上げまして、次回、より良い案を、矢島の茂木さんがおっしゃるような2案、3案と作りまして提出いたしたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思っております。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

先ほどからいろいろ各町からいろんな意見が出ましたと言いまして、したけれども、それぞれ話し合いをしております。だけれども一向に結論は見えてきません。と申しますのは、1点と10点と100点と、その件についても結論が出ません。そうですよね。それが出ると、相当このあとの幹事会の方で進めやすくなるのではないかと、私は思います。会長さんにお取り計らいいただきたいのは、この点数についての1点、10点というその重みというか、その話し合いは続けて、今日こら辺だけでも結論を出さないと、次回また同じ話になってしまうのではないかなというふうに私は心配しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○柳田会長

ところで、先ほど来の話をお伺いすると、やっぱりこの問題は段階を経て、そして納得の上で決めるべきだという考え方が大半のように受け止めました。そういう意味でも幹事会が、今日委員の皆さん方からの真剣なご意見に耳を傾けておりますので、この次に幹事会としての考え方を提出してもらうことをご理解を賜りたいと、このように思います。

○茂木好文委員(矢島町)

私、お願いしているのは、その1点と10点の違いをどうするのかということぐらいは今日の協議会で決めないと、どうなるんですか、このあと。それだけは結論出しましょうよ。本荘市さんは差を設けましようと言っています。由利町さんは折衷案が出てきています。それ以外の町は、点数には一切左右されないというふうな各町の意見が出ているでしょう。ここまで意見出ているもの、どうにかありませんかね。

○柳田会長

1点、10点、1点あるいは1,000点というようなことで、それをここで決めましよう、こういう矢島町の茂木さんの意見であります、これについて皆さんいかがですか。はい。

○阿部一雄委員(岩城町)

幹事会で原案を、こういう方法、1つの新しい市名に絞っていく過程を、こういう方法をとったらというような案を示していただければ、それを検討してまいりたい。

○柳田会長

はい、わかりました。本荘もそれでいいですね。はい、岩城さんと同じですね。次には大内町さんは。

○成田正雄委員(大内町)

先ほど来、名称のことでおめしております。私共、当初、4月ころの説明でしたか、上位何点かに絞り、委員各位が、いわゆる41名おりますけれども、2点ずつ選ぶと。そうした上で上位から何点かを選ぶと、これが具体的になるものと私は思っておりました。しかし今見ますと、公募した意味がどこにあるのか、それすらも前の約束よりも破談というか、ご破算になっております。私は公募はやはり上位から何点とか、1万点、あるいは1,000点と1点の差は歴然たるものと私は思います。そういう意味から上位何点かを選び、しかも最初の基本の思いどおり、委員に1点、2点、あるいは3点を選んでいただいて、その支持率の高いものからさらに協議会で協議すると、そういう方法が良いのではないかと思っておりましたので今日は発言しませんでした。それで、これから事務局が、これは幹事会で案を出すという話ですけれども、こうしてもめてきますと、幹事会ではたして出せるんでしょうか。その辺がまた疑問に思われます。私は最初の指針というか方針のとおり、やはり公募、いわゆる民主的な公募のあり方というのが問われると思います。1点も1万点も同じだ、という公募は、私はあり得ないと思います。そういう意味から、上位から何点かを絞り、委員が2点ぐらいずつ選んで、その中でまた上位のものを選択すると、そういうものが本当の姿だと思います。そういうものを含めてこの次、幹事会で出されるときは、この件も検討して提案してほしいと思います。

○柳田会長

本荘市の斉藤委員に追加があるようです。どうぞ。

○齊藤好三委員(本荘市)

先ほど茂木さん、由利町さんと違うというけれども、私同じこと言ったんですね。上位から何点、そしてまたその中から皆さん何点と、同じことなんです。今言う、そういうことです。ですから、ただ、重みとしては、それは1,000票でも何でも、ただしこういう中で公募をしたんですから、その民意を反映させるためには、やっぱりその中に無条件で上から何ぼと、こう入れるべきじゃないかというのが私、そういうふうな意見なんです。どうかひとつそこら辺誤解のないようお願いしたいと思います。

○柳田会長

それでは、村上委員。

○村上 亨委員(由利町)

先ほど折衷案という話でございましたけれども、それも違います。だから、上位から5番目なり、あるいは少なければ10番目なりをまず土俵にあげると。ほかの、例えば1点でも2点でも、本当にこのまち、新しい市にふさわしい名称があればそれを選んで、また5点でもなり10点なりそれをあげると。それは、同じ土俵にあげると、そういう意味で話したのでございまして、決して上位定数とったからそれを優先すると。ただ、土俵にはやはり5位なり10位なりをあげると、そういう意味で申し上げたのでございます。

○柳田会長

西目町の齊藤委員、どうぞ。

○齊藤栄一委員(西目町)

公募の段階で皆さんは1市7町の市・町民から、いかにふさわしい新市の名称を選ぶかということが、私は最高の目的だと思います。ですから、1万点取ったから一番だと、それを決めなければいけないというのではなくて、1点でも、あっこれはいいなと思ったらそれを当然出すべきであるというふうに思います。例えば極端な話、今行われておりますオールスターゲーム、トップは全然出ていない、もう野球をやれない方がトップであったということもあります。従って、組織票というものを考えるならば、これは決してふさわしい名称ではないと、私はそう思います。従って、それぞれの市・町の委員の方々が、あっこれは新市にふさわしいなという名称をいくつか選ぶと、そういう段階を経て初めてこの協議会で検討する。そして、もうせっぱ詰まってこの2つ、3つ、どうしようもないという段階に入った時点で、例えば首長、あるいは議長も入れると、そういう最終決定はあるだろうと思います。できればこの協議会で最終決定できれば良いというふうに考えておりますけれども、これはどうなるかはわかりませんが、そういう段階を経て決定した方がいいんじゃないかなというふうに考えております。

○柳田会長

鳥海町さんの方、どなたか。

○今野義親委員(鳥海町)

少し声を小さくして言いますけれども、本荘市さんの意見なんかも聞いていますと、多く入った方はまず取りましよう。だけれども、そのほかに皆さんでも選びましよう。こういうことなんです。ですから結局同じことなんです。何でこんなことにいちいち手間をかけているかと。簡単に言えばですね、出たものから、この41名の議員が一人ずつ選んで出せばいいんですよ。そうでしょう。そんな面倒くさいことしなくても、何でそんな面倒くさいことするんですか。ですから私は今、西目町さんが言ったものに賛成をしたいと、こういうことであります。

○柳田会長

時間を4時半まで延長します。  
東由利町さんはどうですか。

○遠藤忠平委員(東由利町)

先ほどから大変この幹事会で原案を出さないということで紛糾といいますか議論がなされているわけでありましてけれども、幹事会で原案出せないという大変難しい問題であるならば、最終的に決定権があるのは協議会の会員で、この協議会ですから、この協議会でもってその原案に足りるものを検討すればいいんであって、何もその幹事会で原案を出さないからといってもめるということ、私ちょっと単細胞なものでわかりかねるんです。それで今、西目さんも申し上げているとおり、鳥海さんも申し上げているように、何も難しい問題じゃないですよ。協議会で名前を決めるんですから。そのために公募しているんですから。公募されたもの、1点でも1,000点あるものでも民主主義のルールからいけば土俵にあげて、それをこの協議会で検討するのが当然でありませんか。ですから次回とか、この次とか、その次とかと言っているのは、どうもこの時間の浪費のような感じがするんです。ですから、そこの辺り、ちょっと議長さんにもこの会議の進行の仕方というものも、ちょっとこう検討してもらいたいなということを申し上げたいと思います。

以上です。

○柳田会長

議論が数出ました。昔から広く会議を起し、万機公論に決すべしという言葉を出しましたが、みんなから意見を聞こうと、それが新市の民主的な進め方であろうと、議長・座長としてバリバリ決めて行くことが非常に格好も良く、やりやすいのですが、皆さんの真剣な言葉を聞きたい、そういうような意味でできるだけ多く、ご意見をいただいているのであります。

ところで、その1点と1,000点、あるいは1点と1万点等の問題も出ました。ただ、公募することの理念というのは何だろうか。民主主義っていうのは何だろうか。そのことを踏まえると、1点も1,000点も1万点も同じだということは、いかがなものだろうと感じます。これは、私個人的な見解であります。

皆さん、それぞれ発言されましたが、これから幹事会で先ほど申し上げましたことを更に検討していただきますので、今日の会は、これで終わりにさせていただきたいと思います。いいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

そういうことで、今日の会は大変意義ある会でした。ありがとうございます。

それからなお、会は終わりましたが、この際お諮りします。今協議会において協議された案件等について、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。  
以上をもちまして協議をすべて終了いたします。

○事務局

最後に、次第の5としまして、次回の第7回協議会につきまして連絡いたしたいと思います。

前回の協議会でも日程の変更をお知らせしておりましたが、8月11日、月曜日午後1時30分より、鳥海町「紫水館」を会場に開催したいと思います。

なお、諸般の事情により日程の変更がある場合は、早めに連絡いたします。

以上をもちまして第6回の協議会を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

午後4時03分 閉 会